

第5次 湯沢市スポーツ推進計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

令和8年 月

湯沢市教育委員会

目 次

第1章 第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 国や秋田県のスポーツ推進について	4
5 基本理念と基本方針	5
(1) 基本理念	5
(2) 基本方針	6
6 基本目標と基本施策	6
第2章 施策の推進	7
基本目標1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の推進による 健康づくりと共生社会の実現	8
基本目標2 子どものスポーツ機会の充実とその体制づくり	10
基本目標3 地域におけるスポーツ活動の充実とスポーツ環境の整備	12
基本目標4 スポーツによる地域づくりと交流人口・関係人口の拡大	14
第3章 資料	16
1 計画策定の経過	16
2 質問書	17
3 答申書	18
4 計画策定委員名簿	19
5 スポーツ関係団体	20

第1章 第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

現代社会は、少子高齢化社会、高度情報化の進行や社会構造の変化により、ライフスタイルや価値観が変化、多様化しています。人々のスポーツ活動についても、生涯にわたる心豊かな市民生活、健康や生きがい、仲間づくりといった生活の質や自己実現など多様な目的により行われています。その一方で、日常生活における運動不足による生活習慣病など、健康への関心も高まっています。

国においては平成23年6月にスポーツ基本法が制定され、その条文の中で、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と明記されています。スポーツの楽しさ、喜びこそがスポーツの価値の中核として、誰もがその価値を享受できるよう、スポーツに参画する機会を確保することが求められています。

このスポーツ基本法に基づき策定された現行の第3期スポーツ基本計画（令和4年度～令和8年度）においては、前計画の基本方針は継続しつつ、スポーツの価値を高めるため、新たに「スポーツを『つくる／はぐくむ』」、「スポーツで『あつまり、ともに、つながる』」、「スポーツに『誰もがアクセスできる』」といった3つの視点が加えられました。

また秋田県においては、平成21年9月に宣言した「スポーツ立県あきた」宣言の趣旨を具現化することを目的とした様々な施策を、体系的・計画的に推進するため、「第4期秋田県スポーツ推進計画『スポーツ立県あきた』推進プラン 2022-2025」が令和4年3月に策定されました。

本市では、上記の国・秋田県の上位計画を踏まえ、また、これまでの4次にわたるスポーツ推進計画の成果を土台に、「スポーツの持つ力」を最大限發揮して、課題をさらに解決していく実効性のある施策を盛り込み、総合的かつ計画的に推進していくために、令和8年4月以降5年間の「第5次スポーツ推進計画(以下、「本計画」という。)」を策定することといたしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、国の「第3期スポーツ基本計画」及び「第4期秋田県スポーツ推進計画『スポーツ立県あきた』推進プラン 2022-2025」を参考にするとともに、「第2次湯沢市総合振興計画後期基本計画」や関連する個別計画との連携・調整を図ったうえで、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツ推進に関する基本的な計画として位置づけます。

3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国及び秋田県の動向や社会情勢、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを実施することとします。



4 国や秋田県のスポーツ推進について

(1) 国のスポーツ推進について

平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」においては、前計画の基本方針は継続しつつ、スポーツの価値を高めるために、新たに3つの視点が追加されています。



第3期スポーツ基本計画（概要）

[第2期計画期間中の総括]

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

- ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現・経済発展・国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFOの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・アスリート育成パスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築



共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解、関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた市民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下といふ困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を育む事態に対応するため、
 - ・誇謨中傷や性的なハラスマントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる／はぐくむ」

- 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず、柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。
- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通して、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
 - ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
 - ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

- 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。
- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
 - ◆ スポーツ団体の力ハナス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
 - ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

- 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。
- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
 - ◆ 居住地域ごとかわらず、全国のアスリートがスポーツ・科学等の支援を受けられるよう地域間の連携強化
 - ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

（2）秋田県のスポーツ推進について

秋田県においては、平成21年9月の「スポーツ立県あきた」宣言の趣旨を具現化し、スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田を目指すため、令和4年3月に、令和4年度から令和7年度までの4年間の「第4期秋田県スポーツ推進計画『スポーツ立県あきた』推進プラン 2022-2025」を策定しています。

2030年の「スポーツ立県あきた」の目指す姿

スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田

←スポーツが秋田の活力と発展のシンボル→

すべての県民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画できる社会の実現

スポーツを通じた交流による、人々の一体感の醸成と活力のある地域社会の実現

競技力の向上による「スポーツ王国秋田」の復活

5 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

急速な少子高齢化社会の進展、価値観の多様化によるライフスタイルの変化、生活利便化による運動不足や人間関係の希薄化など、社会環境が大きく変わる今日において、「スポーツそのものが持つ価値」、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」が、ますます重要であるとされています。

本市では、令和3年3月に策定した「第4次湯沢市スポーツ推進計画」に則り、「市民の誰もがスポーツに親しみ健康で心豊かに暮らせるために～年代を問わず市民の誰もが様々なかたちでスポーツに関わり心身ともに健康で豊かに暮らせるまちを目指して～」の基本理念のもと、市民ニーズを踏まえたスポーツ・レクリエーション機会の提供、各種スポーツ大会の開催及び支援、スポーツ施設の整備・充実に努めてきましたが、「スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創る」といった、スポーツの持つ本質をあらためて考えていく必要があります。

これらのことから「市民一人ひとりがスポーツを通じ幸福と感じられる豊かな生活を営むために」を基本理念とし、市民一人ひとりがライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、良好な人間関係を含めた、健康で心豊かな生活を送ることができるよう環境の整備に努めてまいります。

基本理念

市民一人ひとりがスポーツを通じ
幸福と感じられる心豊かな生活を営むために
～年代、性別、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しみ、幸福と感じられる生き生きとした生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指して～

(2) 基本方針

スポーツについては、市においても、これまでの「する」「みる」「ささえる」に加え、「スポーツを『つくる／はぐくむ』」「スポーツで『あつまり、ともに、つながる』」「スポーツに『誰もがアクセスできる』」という3つの視点が求められています。また、子どもから高齢者まで分け隔てなくスポーツに親しむことを通じた、スポーツの価値を共有した共生社会の実現も求められています。

本計画においては、前記の基本理念に従い、市民はもとより、行政、学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体等、スポーツに関する機関や団体が連携・協働して「年代、性別、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しみ、幸福を感じられる生き生きとした生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現」を目指すための基本的な方針を次のように定めます。

基本方針

スポーツに親しむ社会の創出と
スポーツが日常にある地域づくりの実現

6 基本目標と基本施策

本計画の基本理念や基本方針等を踏まえ、次の4つの基本目標とその目標を達成するために講じる基本施策を、それぞれに設定します。

基本目標1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の推進による健康づくりと共生社会の実現

基本施策

- (1) 成人の日常的なスポーツを通じた健康づくり
- (2) 子育て世代・働く世代における気軽に取り組めるスポーツ活動の推進
- (3) 高齢者における生きがいとしてのスポーツ活動の充実
- (4) 障がい者のスポーツ活動参画と共生社会の実現

基本目標 2 子どものスポーツ機会の充実とその体制づくり

基本施策

- (1) 継続してスポーツ活動ができる体制づくり
- (2) 円滑な中学校部活動地域展開の推進
- (3) スポーツ少年団等への活動支援
- (4) 運動遊びを通じた運動習慣づくりの推進

基本目標 3 地域におけるスポーツ活動の充実と環境の整備

基本施策

- (1) 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会等の関係機関との連携
- (2) スポーツ施設の充実と利用しやすい環境整備

基本目標 4 スポーツによる地域づくりと交流人口・関係人口の拡大

基本施策

- (1) 地域活性化に繋がるスポーツイベントの拡大
- (2) スポーツ大会、スポーツイベント等の開催誘致



第2章 施策の推進

基本目標1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の推進による健康づくりと共生社会の実現

市民の誰もが、それぞれのライフステージや体力、年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、「成人の日常的なスポーツを通じた健康づくり」や「子育て世代・働く世代における気軽に取り組めるスポーツ活動の推進」、「高齢者における生きがいとしてのスポーツ活動の充実」、「障がい者のスポーツ活動参画と共生社会の実現」に取り組んでまいります。

(1) 成人の日常的なスポーツを通じた健康づくり

【現状と課題】

コロナ禍を経て、健康に対する意識が高まり、健康づくりのためにスポーツをする方が増えています。

こうした健康意識の高まり、そして運動機会の増加をさらに推進していくためには、成人が日常的にスポーツに親しむことができる機会を充実させること、スポーツ活動が自身の健康増進に繋がることを認識してもらう必要があります。

【具体的な施策】

- ① 本市スポーツ推進委員会が主催する「チャレンジウォーキング」への市民参画を促すとともに、健康増進と体力向上、スポーツを通じた地域の賑わい創出を図ります。
- ② 事業所において、従業員の健康を守る取組が展開されるよう、市が実施している出前講座等の積極的な周知を図るとともに、総合型地域スポーツクラブや庁内関係部署の職員等が連携して事業所等を訪問し、従業員の健康増進を促します。
- ③ 「市民総合スポーツ大会」や「湯沢城下チャレンジラン」等に係る情報発信を行い、事業所や地域の仲間同士での積極的な参加を促します。

(2) 子育て世代・働く世代における気軽に取り組めるスポーツ活動の推進

【現状と課題】

子育て世代や働く世代においては、仕事や家事、育児の忙しさからスポーツの実施率が低迷している傾向にあり、また、自身の健康に対する意識や関心も低い状況にあります。

健康的なライフスタイルの定着のため、日常的に、そして気軽にスポーツ活動ができる環境づくりや運動機会の充実を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ① 市が主催する「カンガルースクール」や「げんきっこクラブ」など、親子で参加できる運動イベント等を開催し、子育て世代の運動機会の充実を図ります。
- ② 親子が気軽に立ち寄り、楽しく体を動かすことができる環境の整備に努めるとともに、そこから生じる“仲間づくり”的支援を図ります。

(3) 高齢者における生きがいとしてのスポーツ活動の充実

【現状と課題】

高齢者においては、同志や仲間、団体などで運動を行う傾向にあり、スポーツを「生きがい」として捉えている人も多く、仲間と一緒に生き生きとスポーツに親しんでいる傾向にあります。

スポーツ活動の持つ体力維持や生活習慣病予防、転倒防止、脳の活性化、社会参加促進などの多くのメリットを伝え、運動習慣がない人でも、無理のない範囲で取り組める機会、仲間づくりができる機会の充実を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ① 「生きがい健康教室」や「健康体操教室」、「元気アップ教室」、「出前講座」などを通じ、仲間と一緒に運動習慣の定着化を促進できるよう、日常的な健康運動教室の開催に努めます。
- ② 庁内関係部署との情報共有を図り、健康寿命の延伸や介護予防における運動の必要性をテーマにした健康講話等を開催し、スポーツ活動と健康が関わる情報提供を図ります。
- ③ 各地域の総合型地域スポーツクラブと連携し、既存のスポーツの枠にとらわれない新たなルール、スタイルでのスポーツ活動の普及を図ります。

(4) 障がい者のスポーツ活動参画と共生社会の実現

【現状と課題】

障がい者スポーツの現状は、障がいのない人と比較するとスポーツ実施率が低いとされており、「心のバリア（理解不足）」、「物理的バリア（施設・用具の不足）」、「指導者の不足」が主なものと考えられます。

ともに支え合い、様々な人々の能力が発揮されるよう、スポーツの意義や楽しさを理解することの促進、適切な情報提供の強化、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備、関係機関との連携を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ① 学校やスポーツイベントの中で、実際に障がい者スポーツに触れることができ、「障がい者スポーツ交流会（体験会）」などの機会を通じ、市民の障がい者スポーツに対する理解を深めます。
- ② 各種目ごとに開催される「指導員（者）養成講習会」への参加者の促進を図り、誰もが安全に、スポーツを楽しむことができるよう専門指導員（者）の育成を図ります。

基本目標2 子どものスポーツ機会の充実とその体制づくり

子どものスポーツ活動は、心身の成長、社会性の発達、生涯にわたる健康習慣の形成に役立つとされており、幼少期を含む子ども世代への運動・スポーツに対する興味・関心の高揚と動機づけを推進するため、「継続してスポーツ活動ができる体制づくり」や「円滑な中学校部活動地域移行の推進」、「スポーツ少年団等への活動支援」、「運動遊びを通じた運動習慣づくりの推進」に取り組んでまいります。

（1）継続してスポーツ活動ができる体制づくり

【現状と課題】

高校生を含めた若者にとって運動は「疲れる」、「苦手で自信がない」といったネガティブなイメージを持ったり、これまでのつらい経験などから、スポーツ離れしたりする傾向があります。

スポーツ活動を通じ、体力向上や健康維持、共通の目標に向かって努力する仲間との絆を深めたり、コミュニケーション能力などを養ったりすることができることを認識してもらえるよう努める必要があります。

【具体的な施策】

- ① 学校にないスポーツを体験したい生徒のために、総合型地域スポーツクラブが中心的な受け皿となり、各種事業を通じた体験の場が提供できる体制づくりに努めます。
- ② トップアスリートや先輩アスリートを招いたスポーツ体験教室やスポーツ講演会の開催を通じ、スポーツ活動に対する興味・関心を高められる場の提供を図ります。

(2) 円滑な中学校部活動地域展開の推進

【現状と課題】

中学校部活動については、少子化が進展する中で、チームを組めなかつたり、生徒の希望する種目がなかつたりするなど、これまでの体制では活動が難しい状況になってきています。

生徒が希望する活動ができる環境づくり、大会等に参加することができる体制づくりを第一に考え、地域展開を着実に進めていく必要があります。

【具体的な施策】

- ① スポーツ活動を希望する中学生が継続して取り組んでいくことができるよう、地域のスポーツ団体等と学校の連携による体制づくりを進め、休日の地域クラブ活動への移行を確実に進めます。
- ② 地域展開に係る関係者（生徒、保護者、指導者等）間の共通理解を図るとともに、地域の実情に応じた取り組みを進めます。
- ③ 望ましい生活習慣の確立、栄養指導、スポーツ傷害・事故防止等に係る研修会を開催し、実技以外の分野においての理解を深められるよう努めます。

(3) スポーツ少年団等への活動支援

【現状と課題】

本市のスポーツ少年団は、26 単位団、団員 498 人、指導者 143 人で構成されています（令和 7 年 10 月現在）。それぞれの単位団において、活発な活動が展開されている一方で、少子化の影響を受け、単位団、団員数ともに年々減少している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、学校やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが連携を深めることで、地域が一体となった子どもたちのスポーツ活動支援の体制強化が必要となっています。

【具体的な施策】

- ① スポーツ少年団活動や様々なスポーツを体験できる機会を創出し、子どもたちが自分の希望するスポーツ活動ができる環境づくりに努めます。
- ② スポーツ少年団単位団に加入する団員について、各種競技大会に出場する際の経費の一部を支援することにより、団員の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、湯沢市スポーツ少年団本部に対し、安定的な運営及び自立的な団体組織体制への取組強化のため、団体運営費の補助を行います。

- ③ 指導者及びリーダーの育成・確保を図るため、講習会を開催するとともに、活動の支援の充実に努めます。

(4) 運動遊びを通じた運動習慣づくりの推進

【現状と課題】

幼児期の運動遊びは心身の発達に不可欠です。体格向上や運動機能の発達、バランス感覚や協調性の獲得に役立つほか、感情のコントロールや社会性、コミュニケーション能力の基礎を育むとされています。

運動習慣づくりを推進していくためには、毎日楽しく体を動かす習慣づくり、多様な動きを経験する機会の提供、無理なく継続できる運動例の情報提供等を推進する必要があります。

【具体的な施策】

- ① 保育所や認定こども園との連携のもと、子どもが主体的に、楽しみながら体を動かすことができるよう、定期的な「運動遊び教室」の開催を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会、関係機関等における「運動遊び」に係る指導者の育成を図るとともに、指導者として派遣できる体制づくりに努めます。

基本目標3 地域におけるスポーツ活動の充実とスポーツ環境の整備

市内それぞれの地域の実情に合わせ、市民が気軽に、かつ楽しくスポーツ活動ができるよう、機会や場所の提供に努め、「総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の関係機関との連携」、「スポーツ施設の充実と利用しやすい環境整備」に取り組んでまいります。

また、「第2次湯沢市総合振興計画後期基本計画」や「第2期湯沢市スポーツ施設整備基本計画」に基づく基本的な補修整備等を行うとともに、施設の利便性の向上を図ってまいります。

(1) 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の関係機関との連携

【現状と課題】

本市では現在、4つの総合型地域スポーツクラブがあり、それぞれの地域の実情に合わせた、特色ある活動が展開されています。

それぞれにおける地域に根差した活動は、地域スポーツの充実だけではなく、世代間や地域間交流等の効果も期待されており、運営基盤強化のための継続的な支援を行っていく必要があります。

現在本市には、40名のスポーツ推進委員があり、スポーツイベントや出前講座での実技指導、スポーツ事業の運営、総合型地域スポーツクラブ運営にも積極的に参

画しています。

今後は組織力の向上に向けた支援に加え、今後も地域のスポーツ活動に積極的に関わっていく必要があります。

【具体的な施策】

- ① 総合型地域スポーツクラブのマネジャー等が集う「クラブマネジャー連絡会」の開催を通じ、情報交換や情報共有を行える体制を設け、それぞれのクラブにおける今後の方向性の検討等に役立てられるよう努めます。
- ② 市内におけるスポーツ振興に資するため、総合型地域スポーツクラブの安定的な運営及び自立的な団体組織体制への取組強化に係る団体運営費の補助を行ってまいります。
- ③ スポーツ推進委員が各地域におけるスポーツイベントや出前講座等における指導等、地域のスポーツ活動の担い手として一層活躍できるよう、研修機会の充実を図ります。併せて、スポーツ推進委員会の組織力向上に向けた支援を行ってまいります。

(2) スポーツ施設の充実と利用しやすい環境整備

【現状と課題】

本市においては、「湯沢市スポーツ施設整備基本計画」に基づき、効率的で効果的な運営が図られるよう施設の老朽度や利用状況、用途別の立地とバランス、学校体育施設等との連携を総合的に勘案し、統廃合による再編を進めています。しかしながら補修整備が必要な施設もあり、計画的な対応が必要となっています。

スポーツ施設における利用時間、利用料金、休館日、使用申込方法等の情報については、市民が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、わかりやすい情報発信を継続して進めていく必要があります。

【具体的な施策】

- ① 「第2次湯沢市総合振興計画後期基本計画」や「第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画」に基づき、スポーツ施設を安心して利用できるよう、計画的に施設の補修修繕を進め、安全性の確保に努めます。
- ② 施設ごとのアンケート調査を継続し、スポーツ施設の利用実態や市民のニーズを把握することで、必要に応じて利用時間や利用料金などの見直しを図り、受益者負担の適正化を意識した運営に努めます。
- ③ 市民が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、広報、ホームページ、SNS等を活用し、市内のスポーツ施設の情報（利用時間、利用料金、休館日、使用申込方法等）をわかりやすく発信できるよう努めます。

基本目標4 スポーツによる地域づくりと交流人口・関係人口の拡大

スポーツによる地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を図っていくためには、本市としての独自事業の展開、総合型地域スポーツクラブ等とのタイアップした事業展開にさらに力を入れていく必要があります。また、本市が持つ観光・文化資源等の地域資源を組み合わせた展開を推進していく必要があります。

(1) 地域活性化に繋がるスポーツイベントの拡大

【現状と課題】

総合型地域スポーツクラブ等が開催するスポーツ交流会やスポーツイベント、またエンジョイゆざわスポーツコミュニケーション実行委員会が開催する「スポーツ＆健康フェスタ in ゆざわ」が開催されているものの、横への広がり（展開）は限定的なものとなっている現状にあります。

これらの事業に、本市が持つ豊富な観光資源、文化資源を組み合わせることにより、本市の魅力発信に繋げられるよう努めていく必要があります。

【具体的な施策】

- ① 「スポーツ＆健康フェスタ in ゆざわ」の開催については、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができる絶好の機会であることから、さらに誘客を図れるよう積極的なPRに努めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ等が開催するスポーツ交流会やスポーツイベントについては、参加者に対し、本市の観光・文化・温泉・食など様々な地域資源の情報発信を結びつけた既存のスポーツイベントに工夫を加えた形での展開を推進します。

(2) スポーツ大会、スポーツイベント等の開催誘致

【現状と課題】

スポーツ大会、スポーツイベント等の開催を通じて、市民に夢や感動を与えており、スポーツに対する参加意欲を高めたりする取組が不足している現状にあります。

それらの開催及び誘致を行うことで、「する」「みる」「ささえる」スポーツに加え、「(スポーツを) つくる／はぐくむ」「(スポーツで) あつまり、ともに、つながる」「(スポーツに) 誰もがアクセスできる」といった新たなスポーツの価値を高め、市民にとり「身近なスポーツ」の体感ができるよう努めます。

【具体的な施策】

- ① 県内や地域密着型のプロスポーツイベント、スポーツ大会を誘致することによ

り、スポーツを通じた交流の推進、市民のスポーツ機運の醸成を図るとともに市外よりの誘客を取りこみ、地域の活性化に努めます。

② 本市出身、または本市に縁のあるトップアスリート等を招いた「スポーツ講演会」、「スポーツ研修会」を開催し、また、子どもたちとの交流の機会を創出することで、子どもたちに夢と希望を届けられるよう努めます。



第3章 資料

1 計画策定の経過

第5次湯沢市スポーツ推進計画策定の経過

令和7年 8月20日	令和7年度第1回スポーツ推進審議会 第5次スポーツ推進計画策定について（諮問） －第1回スポーツ推進計画策定委員会－
9月26日	令和7年度第2回スポーツ推進審議会 －第2回スポーツ推進計画策定委員会－ 第5次スポーツ推進計画（骨子）の提示・審議
11月7日	令和7年度第3回スポーツ推進審議会 －第3回スポーツ推進計画策定委員会－ 第5次スポーツ推進計画（素案）の提示・審議
12月16日	教育委員会協議会において計画（案）を提案
12月18日 ～令和8年 1月9日	第5次スポーツ推進計画（案）に対する意見募集 (パブリックコメントの実施)
1月14日	令和7年度第4回スポーツ推進審議会 －第4回スポーツ推進計画策定委員会－
1月16日	第5次スポーツ推進計画（答申）

2 諒問書

湯教生 第547号
令和7年8月20日

湯沢市スポーツ推進審議会

会長 柿 崎 清 様

湯沢市教育委員会

教育長 武 石 瞳

「第5次湯沢市スポーツ推進計画(令和8年度～令和12年度)」の策定について(諮問)

標記「第5次湯沢市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法(平成23年法律第78条)第10条及び湯沢市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、次の理由を添えて諮問いたします。

なお、答申の期日につきましては、令和8年1月16日(金)までといたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(諮問理由)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、青少年の体力向上と健全育成、地域の一体感や活力の醸成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であるとスポーツ基本法により定められています。

本市においては、令和2年度に策定した「第4次湯沢市スポーツ推進計画」を指針として、これまでスポーツの推進に努めてきたところですが、現行計画については今年度が最終年度となります。

つきましては、現行計画を踏まえ、令和8年度以降の新たな展望と施策の指針となる「第5次湯沢市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、基本となるべき答申をいただきたく、貴審議会に諮問するものです。

3 答申書

答申書掲載予定

4 計画策定委員名簿

湯沢市スポーツ推進審議会委員（任期：令和6年6月24日～令和8年3月31日）

氏名	所属・役職等	備考
柿崎 清	湯沢市スポーツ協会 理事長	会長
高橋久人	NPO法人 ゆざわサンマリツツスポーツクラブ クラブマネジャー	
村上聖子	チャレンジスポーツクラブいなかわ クラブマネジャー	
菅善徳	NPO法人 こまちハート・オブ・ゴールド クラブマネジャー	
兼子正寛	みなせスポーツ・文化クラブ「楽日人」 クラブマネジャー	
寺門敏子	NPO法人 サポートセンター・ビーイング 理事長	
佐藤敏洋	湯沢市観光物産協会 専務理事	
佐々木誠	湯沢市小・中学校長会	
高橋美雅	湯沢市スポーツ推進委員会 会長	副会長

(敬称略)

5 スポーツ関係団体

名称	所在地等
湯沢市スポーツ協会	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 番地 湯沢市総合体育館内
湯沢市スポーツ少年団本部	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 番地 湯沢市総合体育館内
総合型地域スポーツクラブ N P O 法人 サンマリツツゆざわスポーツクラブ	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 番地 湯沢市総合体育館内
総合型地域スポーツクラブ チャレンジスポーツクラブいなかわ	〒012-0105 湯沢市川連町字大館中野 87 番地 1 稻川交流スポーツエリア内
総合型地域スポーツクラブ N P O 法人 こまちハート・オブ・ゴールド	〒019-0321 湯沢市秋ノ宮字中島 365 番地 雄勝スポーツセンター内
総合型地域スポーツクラブ みなせスポーツ・文化クラブ「楽日人」	〒012-0183 湯沢市皆瀬字沢梨台 66 番地 1 皆瀬生涯学習センター内

湯沢市教育委員会
教育部生涯学習課スポーツ振興班

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8286

FAX 0183-72-8515

E-mail:k-sports@city.yuzawa.lg.jp